

厳格な「和牛」表示の徹底について

「和牛」表示の現状

家畜改良増殖法



- 種畜証明書において「品種」を記載
- 人工授精用精液証明書・受精卵証明書において「品種」を記載
- 人工授精証明書・受精卵移植証明書において「品種」を記載

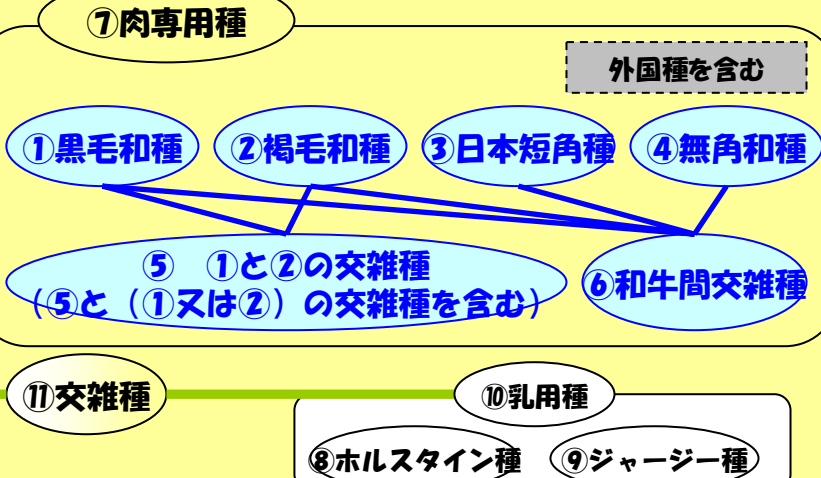
- ①黒毛和種
- ②褐毛和種
- ③日本短角種
- ④無角和種
- ヘレフォード種
- アングス種
- シャロレー種
- ホルスタイン種
- ジャージー種

流通段階での「品種」の伝達

牛肉トレーサビリティ法

牛個体識別台帳で記録する牛の「品種」

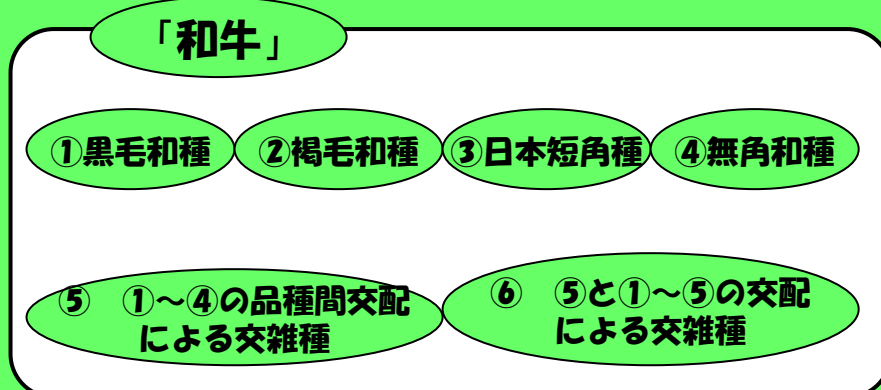
- ・「品種」は申告主義。
- ・「品種」を証明する書類として「子牛登記証明書等」の保管を指導。



食肉公正競争規約

食肉公正競争規約における「和牛」

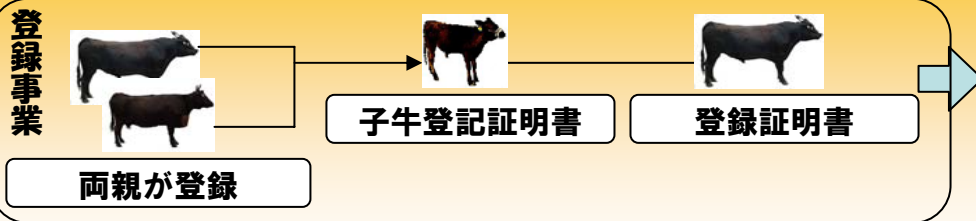
『和牛』証明のルールは定められていない。



「和牛」表示の厳格化のイメージ

○ 小売り段階での「和牛」表示の厳格化のために、家畜改良増殖法の「品種」、牛肉トレーサビリティ法の「品種」と食肉公正競争規約の「和牛」を結びつけ、国内で生まれ育てられたことが確認された牛のみに「和牛」の表示を行うこととしてはどうか。

家畜改良増殖法



- ①黒毛和種
- ②褐毛和種
- ③日本短角種
- ④無角和種

種畜証明書において「品種」を記載

精液証明書・受精卵証明書において「品種」を記載

人工授精証明書・受精卵移植証明書において「品種」を記載

家畜改良増殖法に基づく「品種」による確認

流通段階での「品種」の伝達

登録・飼養情報等の付加価値情報の自主的な活用

牛肉トレーサビリティ法

牛个体識別台帳で記録する牛の「品種」

牛肉トレーサビリティ法に基づく「品種」による確認

伝達された「品種」

「和牛」表示

- ①黒毛和種
- ②褐毛和種
- ③日本短角種
- ④無角和種
- ⑤ ①と②の交雑種 (⑤と (①又は②) の交雑種を含む)
- ⑥和牛間交雑種

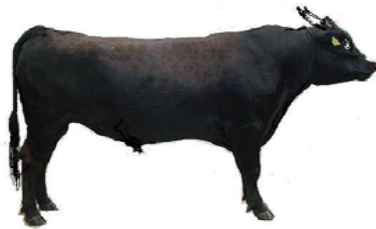
食肉公正競争規約

- ①黒毛和種
- ②褐毛和種
- ③日本短角種
- ④無角和種
- ⑥* ①～④の品種間交配による交雑種
- ⑥** ⑥*と①～⑥*の交配による交雑種

(参考1)家畜改良増殖法における「品種」

家畜改良増殖法 = 「家畜の改良増殖を促進」

種雄牛



- ・「品種」は、“種畜の等級の判定基準”のうち“体型基準”の“品種の要件”に基づき、**以下の9種類。**
- ・“種畜の等級の判定基準”のうち“血統”は、血統登録機関が発行する証明書に基づく。
- ・「品種」の決定には、両者の一致が必要。

「黒毛和種」、「褐毛和種」、「日本短角種」、「無角和種」
「ヘレフォード種」、「アングス種」、「シャロレー種」
「ホルスタイン種」、「ジャージー種」

繁殖雌牛



- ・「品種」決定には、血統登録機関による証明が必要。

子牛



- ・子牛登記には、両親の登録が必要

(参考2)牛肉トレーサビリティ法における「種別」

牛肉トレーサビリティ法 = 「牛肉に対する信頼の確保(個体識別情報の提供の促進)」
「畜産及び関連産業の健全な発展・消費者の利益の増進」

○ 牛肉トレーサビリティ法における「牛の種別は次に掲げるもの」となっている。

「黒毛和種」、「褐毛和種」、「日本短角種」、「無角和種」、
「黒毛和種×褐毛和種」、「和牛間交雑種」

「肉専用種」

「ホルスタイン種」、「ジャージー種」、「乳用種」

「交雑種」

○ 「種別」の届出は申告主義によるが、届出者は「種別」を証する書類として子牛登記証明書、人工授精証明書などを保管するよう運用通知により指導。

(参考3)食肉公正競争規約における「和牛」表示

食肉公正競争規約 = 「消費者の適正な商品選択に資する」
「公正な競争の確保」

○「和牛」表示のルール

「和牛」表示のルールは、食肉販売業者の団体である全国食肉公正取引協議会が策定し、公正取引委員会の承認を受けた食肉公正競争規約及び規約に基づく食肉公正取引規約施行規則に規定。

- ・ 公正競争規約は、法令に具体的な規定のない事項についてもルール化が可能。
- ・ 違反行為に対しては、警告、除名、違約金等の措置。

○「和牛」表示の具体的な内容

- ・ 「和牛」表示は、法令に具体的な規定がなく自主的なルールで決定。
- ・ 「和牛」の証明は任意の方法によるため、外国産牛肉の「和牛」表示を完全に排除することは難しい。
- ・ 「①黒毛和種」、「②褐毛和種」、「③日本短角種」、「④無角和種」、
「⑤ ①～④の品種間の交配による交雑種」、「⑥ ⑤と①～⑤の交配による交雑種」以外の牛肉を
『「和牛」の肉と表示すること』又は『「和牛」の肉であると誤認されるおそれがある表示すること』を禁止。

「和牛」表示のルールは、
食肉公正競争規約

「和牛」の証明は
任意の方法

和牛肩ロース(国産)

個体識別番号
0123456789

(バーコード)

消費期限
18. 4. 18(4℃で保存)
100g当たり

(円) 330

正味量
(g) 300

990
販売価格

〔表示例〕

「和牛」表示に対する消費者の意見

- ・ 外国産和牛との表示を見かけたが、和牛＝日本国産だと思っていた。
- ・ 焼き肉弁当で「黒毛牛」と表記してあったので問い合わせたら、黒毛の米国産牛であった。
- ・ 国産牛＝和牛だと思っていた。「国産牛」と「和牛」の違いは何ですか。

出典:牛肉の表示等に関する調査報告
(H17年度 (財)日本食肉消費総合センター)

(参考4)原産国表示のルール

〔原産国表示のルール〕

原産国表示のルールは、JAS法に基づく品質表示基準で規定。また、不正競争防止法、商品の原産国に関する不当な表示(公正取引委員会告示)、食肉公正競争規約等でもルールを設定。

〔原産国表示の具体的な内容〕

〔輸入食肉〕

輸入食肉は、必ず原産国名を表示しなければならない。

(国名がわからない「カンザスビーフ」等だけの表示は不可。アルファベットだけの表示(USA等)は不可。)

〔生体輸入家畜から生産された食肉〕

最長の飼養地が原産国(原産地)。

〔国産食肉〕

国産、都道府県名、市町村名その他一般的に知られている地名を原産地として記載可能。

地名を冠した銘柄名が表示してある場合(松阪牛、神戸牛等)は、国産である旨の記載を省略可能。

ただし、当該地名に係る都道府県が最長飼養地(原産地)でない場合には、別途原産地の記載が必要。

〔罰則〕

- ・ 農林水産大臣からの指示。指示を受けて実行しない場合、農林水産大臣からの命令。
- ・ 命令に従わない場合は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金(法人の場合は1億円以下)。
- ・ 上記の措置の公表。

「国産品」事例

A国(12ヶ月)	国内(18ヶ月)	→ 国産
----------	----------	------

「輸入品(A国産)」事例

A国(12ヶ月)	B国(10ヶ月)	国内(8ヶ月)	→ A国産
----------	----------	---------	-------